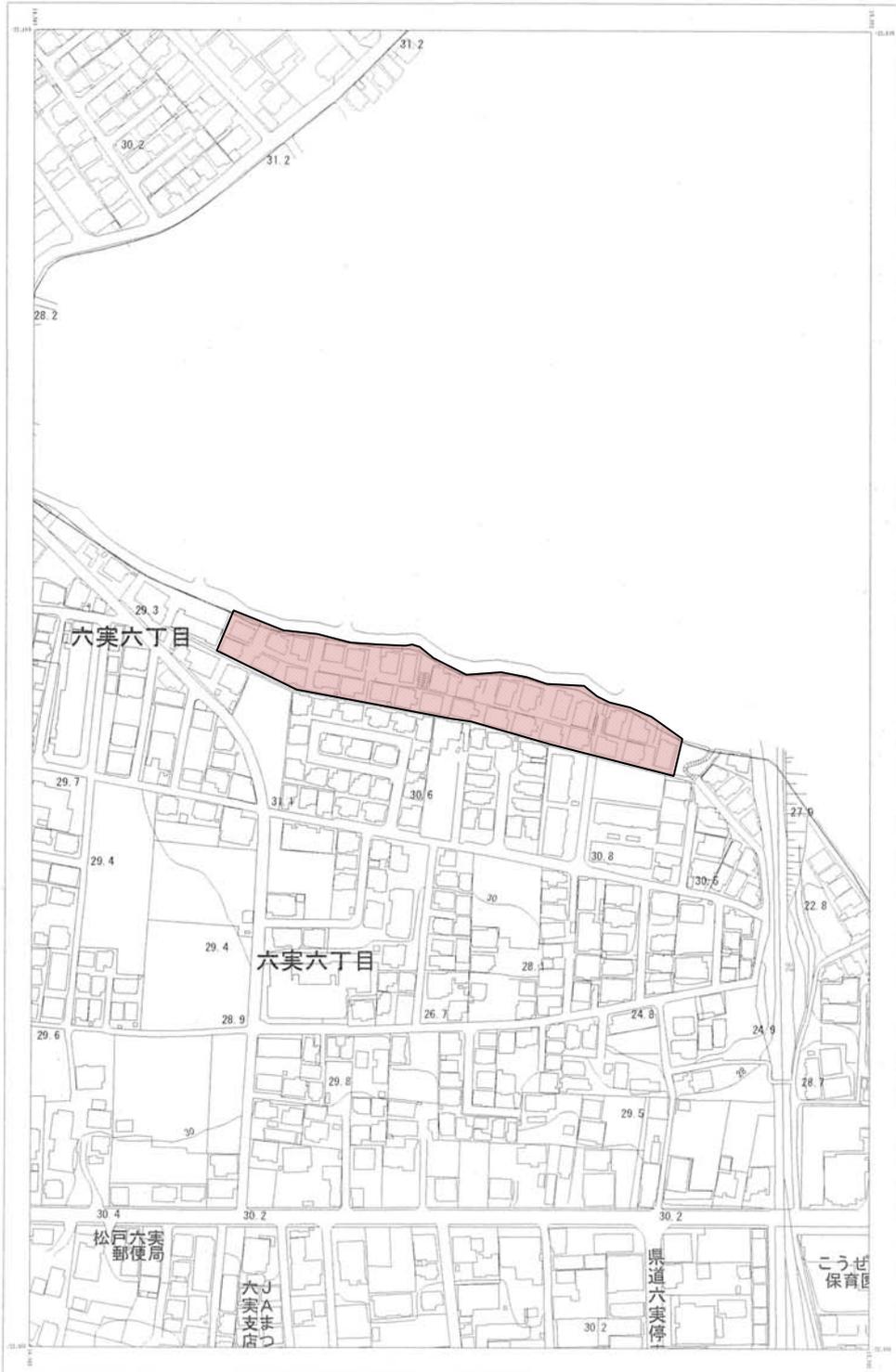


1. ファミールタウン六実建築協定

名 称	ファミールタウン六実建築協定
場 所	松戸市六実六丁目 2 2 番 1 から同番 3 1
認可年月日	平成 9 年 1 1 月 4 日
有効期間	1 0 年 (自動更新)
面 積	0. 5 6 h a
用途地域	第 2 種中高層住居専用地域
区 画 数	3 1 区画
建築物等の制限 (協定書抜粋)	<p>(建築物等の制限)</p> <p>第 8 条 協定区域内の建築物等の敷地、位置、構造、用途及び形態は、次の各号に定める基準によらなければならない。</p> <p>(1) 協定認可時の区画を分割してはならない。</p> <p>(2) 建築物は、1 区画の敷地に 1 戸建の専用住宅とする。</p> <p>(3) 建築物の階数は、地階を除く 2 以下とする。</p> <p>(4) 建築物の高さは、協定締結時の敷地の地盤面からの高さを 1 0 メートル以下、軒の高さは、同じく 7 メートル以下とする。</p> <p>(5) 建築物の外壁又はこれにかわる柱の面から隣地境界線又は道路境界線までの距離は 8 0 センチメートル以上とする。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。</p> <p>ア 出窓については床面からの高さが 5 0 センチメートル以上であつて、建物の壁面からの出幅が 5 0 センチメートル以下であり、かつ、同一壁面における出窓の合計の長さが 3 メートル以下であるもの</p> <p>イ 物置及び車庫の用途に供する建築物</p> <p>ウ 擁壁及びボックスカルバート (擁壁と一体となっている車庫をいう。以下同じ)</p> <p>(6) 隣地境界線又は道路境界線に沿って設けられる柵及び塀等は、生垣又はフェンスとし、特に道路に面する側にあつては、生垣等の植樹に努めなければならない。</p> <p>(7) 土地に付随する擁壁等 (擁壁及び、ボックスカルバート、雨水貯留槽等で擁壁と一体となっているものをいう。) の工作物については、その位置、構造、用途又は形態を変更してはならない。</p>



六実六丁目

六実六丁目

松戸六実郵便局

大実支店

県道六実停

こうせ保育園